

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

新富町長 小嶋 崇嗣

市町村名 (市町村コード)	新富町 (45402)
地域名 (地域内農業集落名)	湯風呂地区 (湯風呂)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月18日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、中心経営体となる農業者の平均年齢63歳となっており、露地野菜の作付けや、畜産農家が飼料作物を生産する畑作が中心となっている。また、山間の谷に集落が形成されているため、高低差があり不整形な耕作条件に恵まれない農地が多いことも懸念される。

今後は、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、担い手となる若手の経営体や新規就農者を確保・育成していく必要がある。将来、農地を地域の担い手で維持していかなければならないが、ただ耕作していくことだけでなくコスト削減や作業の省力化、なども考えていかなければならない。

【地域の基礎的データ】 農業者:36経営体(内50歳代以下11経営体)、団体経営体:2経営体
主な作物:水稻(WCS含)、露地野菜(甘藷、大根、千切大根、馬鈴薯、ブロッコリー)、飼料作物、茶

(2) 地域における農業の将来の在り方

耕作放棄地が発生しないよう、農地中間管理事業の活用を図ると共に、新規参入を促進し、有効な農地利用を行い集積・集約を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	43.13 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	43.13 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針

農地利用は、中心経営体である認定農業者及び、認定新規就農者（以下、認農等という。）18経営体を中心に担うほか、今後は入作を希望する認農等の受入れを促進することにより対応していく。また、農業委員会と連携し農地の利用調整を図る。

作業の効率化や生産性コスト低減により担い手の負担軽減と農業生産性の向上を図り、将来の営農について考え農地の集約化につなげていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指すため、農地所有者は出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、早急に新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

地域内の未整備の農地については、耕作条件改善事業等を活用するなど整備の検討を進めていく。

整備された農地の集積・集約化を行うことでコスト削減や作業の省力化に繋げ、生産効率を向上していく。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針

今後は後継者不足や高齢化による農業従事者の減少により、10年もすると人材不足が予想され、地域の保全管理が困難になる。

農業者も含めて高齢化していくなかで、新規就農者の発掘は喫緊の課題であり、行政、JAが中心となり新規就農者の育成を推進していく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

✓	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料	✓	③スマート農業		④輸出		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

①電気柵等の設置を促しながら、有害鳥獣捕獲班と連携し鳥獣被害の軽減を図る。

③ スマート農業技術やICT技術を活用して農作業の負担軽減や効率的な農業経営の実現に向けて、積極的な実証実験や導入に向けた取組みを推進していく。